笠間市立学校適正規模・適正配置について 【答申案】

平成22年 月

笠間市立学校適正規模 · 適正配置検討委員会

目 次

はし	じめに	1
1.		2
	(1)検討委員会設立の経緯	
	(2) 検討委員会の役割	
	(3)会議の公開	
2.	市立学校の変遷と将来推計	3
	(1) 学校数と児童生徒数の変遷	
	(2) 児童生徒数の将来推計	
	(3) 学級数の将来推計	
3.		4
	(1) 適正規模に関する国の基準	
	(2) 茨城県の指針	
	(3) 平成21年度実数と平成31年度推計値の比較	
4.	市民アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(1) アンケート票の配布・回収状況	
	(2) アンケート調査結果	
	(3) 学校規模に関する市民と教職員の考え方の比較	
5.		10
	(1) 適正規模に関する基本的な考え方	
	(2) 笠間市における小中学校の適正規模	
6.		12
	(1) 10年後の各学校の推計規模区分(平成31年度推計)	
	(2) 茨城県の指針【抜粋】	
	(3) 通学区域の現状	
	(4)各小中学校の状況	
7.	笠間市における小中学校の適正配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	(1) 適正配置の基本的な考え方	
	(2)適正配置の方法	
7. 1		
T. 3	すびに	20
資料	料編	
<u></u>	 諮問書······	01
	鉛同書	
	立间川立子校適正規模・適正配直使討委員云故直委綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	笠間市立字校週正規模・週正配直検討委員会名簿 笠間市立学校適正規模・適正配置検討委員会開催経過	
	笠间巾立字校週正規模・週正配直検討委員芸開催経週····· 学年別児童生徒数と学級数(平成21年度実数と平成31年度推計値)·····	
	子十加兀里工便剱と子秘剱(干M41年及夫剱と半M31年及推計旭) 学知短制 粉別に封管 を学知粉(亚出91年再掛記は)	24
\bigcirc	学級編制人数別に試算した学級数(平成31年度推計値) 小中学校の耐震化整備計画	25
\bigcirc	チャナスツ間最低電哺用門	∠6

はじめに

笠間市では、子どもたちの持つ多様な能力と優れた個性を伸ばし、確かな学力を身に付け、思いやりや社会性といった豊かな人間性をはぐくんできた。しかし、全国的な少子化によって児童生徒数が減少し、笠間市でも1学年1学級という単学級を有する学校が全体の半数近くを占めることなどから、学校における教育や生活、さらには学校運営など、様々な面に影響を及ぼすことが懸念されている。現在、それぞれの教育環境に応じて充実した学校教育に取り組んでいるところであるが、少子化の波は、児童生徒の集団活動という重要な環境をも損なうおそれがあることから、学校規模の適正化が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、笠間市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱に基づく本検討委員会を組織し、平成21年11月15日、笠間市教育委員会から「笠間市立学校の適正規模及び適正配置並びにこれらに係る具体的方策」に関する諮問(笠教学発969号)を受けたところである。以来、平成22年9月まで計7回にわたって会合を開き、市立学校の現状や今後の児童生徒数の推移、市民アンケート調査結果などを基に、児童生徒の望ましい教育環境について慎重に審議を重ね、当該諮問内容に対する結論をここに示すものである。

平成18年3月に1市2町が合併し、新「笠間市」がスタートして4年。我々の答申が、次代を担う子どもたちのより良い教育環境の整備、そして地域住民の理解の上に築かれた施策実現の一助となることを望むものである。

1. 検討委員会設立の経緯と役割

(1)検討委員会設立の経緯

全国的な少子化の中で、現在の笠間市の児童生徒数はピーク時の約6割に減少している。また、今後10年間にさらに2割程度減少すると予想されている。このことは、児童生徒の集団活動という大切な環境をも損なうおそれがあることから、学校規模の適正化は避けて通れないものとなっている。また、茨城県教育委員会では、県として望ましい学校規模の基準を平成20年4月に示し、県内市町村の適正化に向けた積極的な取り組みを促している。児童生徒数の減少によって生じる様々な影響は全国共通の課題となっているが、笠間市においても、児童生徒のより良い教育環境や学習環境、社会性を養うための人間関係の構築といった独自の適正化施策の必要性を認識してきた。このようなことから、笠間市の将来を見据えた具体的計画の策定に先立ち、各分野から幅広い意見を求め、公平公正な判断が不可欠であるとする考えから、「笠間市立学校適正規模・適正配置検討委員会」を設置し、笠間市としてふさわしい適正規模及び適正配置のあり方について笠間市教育委員会の諮問を受けたものである。

(2) 検討委員会の役割

本検討委員会は、地域代表者、保護者代表者、学校関係者、市議会議員代表者、学識経験者の計20名で組織し、諮問事項に基づいて平成22年9月に市教育委員会へ答申するものである。諮問の内容は、笠間市立学校の適正規模と適正配置に関することであり、具体的には、1校あたりの標準学級数と1学級あたりの標準人数、そして、学校の統合や学区の編成等に関する方針の策定がその所掌事項となる。なお、検討委員の任期は、就任した日から答申を行った日までとなる。

笠間市における学校の適正規模	笠間市における学校の適正配置
○小学校における標準学級数	○適正配置の方法
○中学校における標準学級数	・通学区域の見直し
○小学校の1学級あたりの標準児童数	・学校の統合
○中学校の1学級あたりの標準生徒数	・小中併設
○複式学級の取扱い	○適正配置にあたって配慮すべき事項
○上記項目を裏付ける基本的な考え方	○上記項目を裏付ける基本的な考え方

(3)会議の公開

本検討委員会は、審議会等の会議の公開に関する指針(平成18年告示第338号)に基づき、会議の透明性と公正性の確保、そして市民の理解を深めることを目的として、一般公開とした。また、委員会開催の日時・場所・審議事項を事前公表するとともに、会議録及び会議資料も一般公開するものとした。

2. 市立学校の変遷と将来推計

(1) 学校数と児童生徒数の変遷

昭和42年に21校あった小学校は、統廃合を経ながら、昭和58年の東小学校の開校(大橋・池野辺両小学校の統合)と岩間第一小学校第一分校の廃校以降14校で現在に至っ8校の成ので現在に至った中学校は、昭和46年の友部中学校の開校(宍戸・北川根・大原中学校の統合)によって6校に減少した後、昭和62年の友部第二中学校の新設以降7校で現在に至っている。

また、小学校の児童数は昭和57年、中学校の生徒数は61年にそれぞれピークを迎えるが、平成21年度には小学生4,399人、中学生2,301人と、小中学校ともピーク時の約6割に減少している。

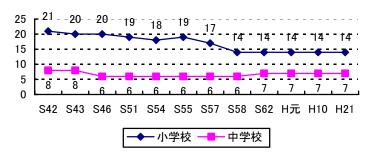
(2) 児童生徒数の将来推計

平成21年度の学校基本調査によると、10年後の平成31年度には、児童生徒数がさらに2割程度減少すると予想されている。あくまでも推計値ではあるが、児童生徒数は今後も減少傾向にある。

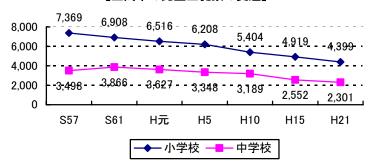
(3) 学級数の将来推計

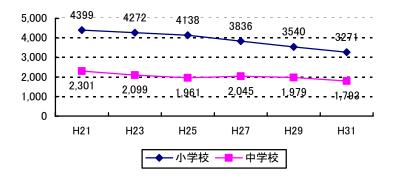
平成21年度の学校基本調査によると、10年後の平成31年度には、市立学校の合計学級数が現在よりも2割程度減少すると予想されている。状況によっては、クラス替えができない1学年1学級の学校が今以上に増加するおそれもある。

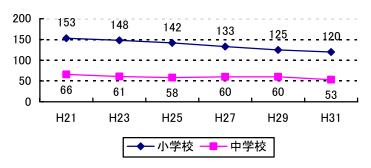
【笠間市の学校数の変遷】



【笠間市の児童生徒数の変遷】







資料:茨城の学校統計~学校基本調査結果報告書(各年5月1日現在)

3. 適正規模の検証

笠間市における適正規模の方針を定めていくためには、笠間市の児童生徒数や学級数の将来推計について検証していく必要がある。また、どの時点の数値を参考にするのかということも明確にすべきである。児童生徒数は、自然動態・社会動態から見て年々減少していく傾向にあるが、本検討委員会では10年後の平成31年度の推計値を基準とし、平成21年5月1日現在の実数と比較していく。

(1) 適正規模に関する国の基準

学校規模は、学級数や児童生徒数などによって表すことができるが、法令では学校規模を学級数で示している。国の基準では、小学校の標準学級数を「12学級以上18学級以下」(学校教育法施行規則第41条)とし、中学校の標準学級数を同じく「12学級以上18学級以下」(同規則第79条)と規定している。また、1学級の児童生徒数の上限を「40人」(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条)としている。ただし、2つの学年で1つの学級を構成する複式学級にあっては、その人数を小学校で「16人」(1年生児童を含む場合は8人)、中学校で「8人」を標準としている。なお、適正規模の条件として、小学校の通学距離をおおむね4km以内、中学校の通学距離をおおむね6km以内(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条)としている。

◆国の基準

○小学校の標準学級数:12学級~18学級(1学年2学級~3学級)

○中学校の標準学級数:12学級~18学級(1学年4学級~6学級)

○1学級あたりの標準人数:40人以下

※複式学級(小学校):16人(1年生を含む場合は8人)

※複式学級(中学校):8人

○通学距離:小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内

(2) 茨城県の指針

茨城県内の学校の小規模化や複式学級の増加が進行する中、茨城県教育委員会は、平成20年4月に小中学校の適正規模・適正配置に関する指針をまとめ、学校の適正化に取り組む市町村を支援している。適正規模については、小学校で12学級以上、中学校で9学級以上が望ましいとしている。

また、少人数学級の導入(※)やチーム・ティーチング(1クラスを複数の教員で指導)の 拡充に取り組む「のびのびいばらきっ子プラン」では、小学1・2年生で35人を超える学級 が3学級以上ある場合に1学級増設して担任教諭を1名配置するほか、35人を超える学級が 1学級または2学級ある場合に非常勤講師を各学級に配置し、複数の教員で学習指導や生活指 導にあたるなどの弾力的な措置を講じている。さらに平成22年度には、小学校3・4年生と 中学1年生にまでその範囲を拡大している。

◆茨城県の指針

- ○小学校では、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。 ○中学校では、クラス替えが可能ですべての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。
 - (国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能)
- ※少人数学級とは、現行の40人編制を弾力的にとらえ、1学級の人数の上限を35人などに編制することである。個々の特性に応じたきめ細かな教育を行い、学力の向上や生活指導の充実を図ることを目的とし、平成13年度の国の学級編制基準の緩和を受けて、多くの都道府県が導入している。

(3) 平成21年度実数と平成31年度推計値の比較

①児童生徒数の推移

シルミニに外の下 り						
区分	÷	平成 21	平成 31			
児童生徒数	小学校	4,399 人	3,271 人			
九里工作剱	中学校	2,301 人	1,793 人			
1学級の平	小学校	28.8 人	27.3 人			
均人数	中学校	34.9 人	33.8 人			

②学級数の推移

区(分	平成 21	平成 31
学級数	小学校	153 学級	120 学級
子拟数	中学校	66 学級	53 学級
1校あたり	小学校	10.9 学級	8.6 学級
平均学級数	中学校	9.4 学級	7.6 学級

平成21年度と31年度の児童生徒数を比較すると、10年後には小学校で25%、中学校で22%減少すると予想される。また、1学級の平均人数は、10年後には小学校で1.5人、中学校で1.1人減少すると予測される。一方、学級数を比較すると、10年後には小学校で22%、中学校で20%減少すると予測される。また、1校あたりの平均学級数は、10年後には小学校で2.3学級、中学校で1.8学級減少すると予測される。

なお、平成21年5月1日現在の1学級あたりの県平均人数は、小学校で28.0人、中学校で34.1人であるが、笠間市は平成21年度で小中学校とも県平均を0.8人上回っている。

③学校別学級数の推移

◆小学校

学級数	平成 21 年度	平成 31 年度
5 学級以下 (複式学級を有 する学校)	1校	1校
6~11 学級 (単学級を有す る学校)	6校	9校
12~18 学級 (1 学年 2~3 学級の学校)	5校	4校
19 学級以上 (1 学年 3 学級 以上の学校)	2校	_

国の基準である「12~18 学級」の範囲内にある小学校は平成21年度で5校、31年度には4校に減少すると予想される。国の基準を上回る小学校は平成21年度で2校あるが、31年度にはなくなると予想される。また、国の基準に満たない小学校は平成21年度で全校の半数にあたる7校あるが、31年度には10校に増加すると予想される。

◆中学校

学級数	平成 21 年度	平成 31 年度
	1 170, 21 7 10	17001 十人
5 学級以下		
(単学級を有す	3校	3校
る学校)		
6~8 学級		
(1学年2~3		
学級の学校)		
9~11 学級		
(1学年3~4		3校
学級の学校)		
12~18 学級		
(1学年4~6	4校	1校
学級の学校)		
19 学級以上		
(1 学年 7 学級		_
以上の学校)		

国の基準である「12~18 学級」の範囲内にある中学校は平成21年度で4校、31年度には1校に減少すると予想される。また、国の基準に満たない中学校は平成21年度で3校あるが、31年度には6校に増加すると予想される。なお、茨城県の指針である「9学級以上」の中学校は、平成21年度・31年度とも4校である。

4. 市民アンケート調査結果

(1) アンケート票の配布・回収状況

①対象者

- ○小学3・6年生と中学3年生の保護者(2.214人)
- ○市内小中学校の全教職員(460人)
- ○市立中学校を卒業した新成人(657人)
- ○無作為に抽出した市民(1,000人)

②回収率

○配布票数: 4,331 人 ○回収票数: 2,713 人 ○回収率: 62.6%

③調査の時期・方法

○時期:平成22年1月下旬に配布し、2月中に回収・集計

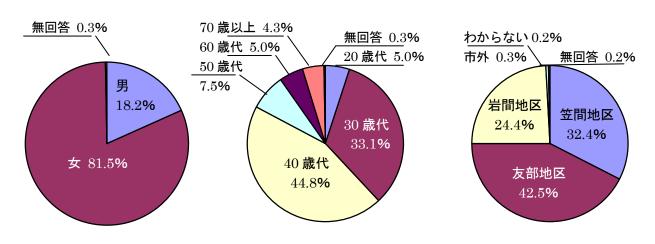
○方法:保護者・教職員は学校を通じて配布・回収、新成人・市民は郵送で配布・回収

(2) アンケート調査結果(保護者・新成人・市民合計) ※教職員を除く

①回答者の性別

②回答者の年齢

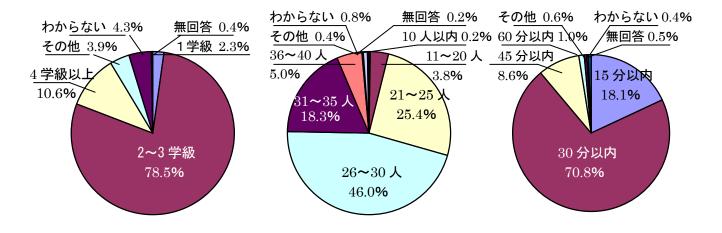
③地域別回答者数



④小学校1学年あたりの 望ましい学級数

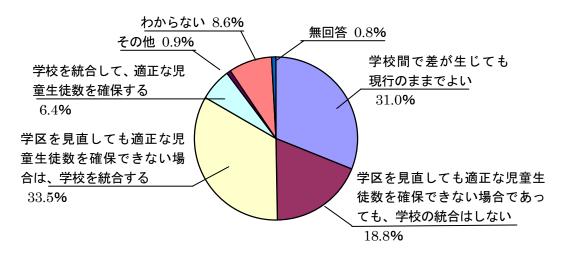
⑤小学校1学級あたりの 望ましい児童数

⑥小学校の望ましい 通学時間

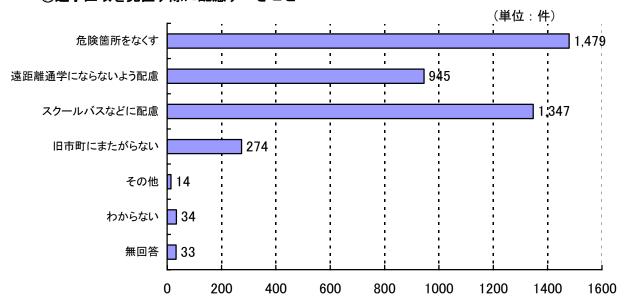


⑧中学校1学級あたりの ⑨中学校の望ましい ⑦中学校1学年あたりの 望ましい学級数 望ましい人数 通学時間 無回答 0.4% 無回答 0.8% その他 0.6% わからない 0.7% わからない 0.9% 10 人以内 0.2% 無回答 0.6% わからない 3.7% 1 学級 1.5% 60 分以内 1,6% 11~20 人 1.9% その他 0.2% その他 1.7% 45 分以内 36~40 人 7 学級以上 7.3% 21~25 12.0% 1.3% 11.6% 2~3 学級 15 分以内 22.7% 25.9% 31~35人 4~6 学級 33.8% 26~30 人 30 分以内 39.0% **68.3%** 63.3%

⑩学級数の少ない小中学校が増えた場合に期待すること

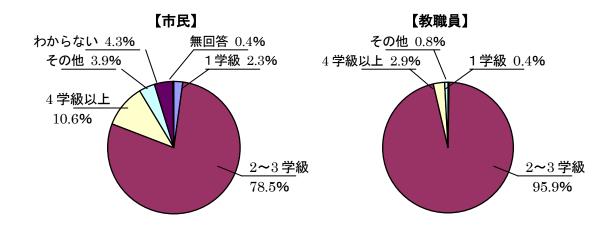


①通学区域を見直す際に配慮すべきこと



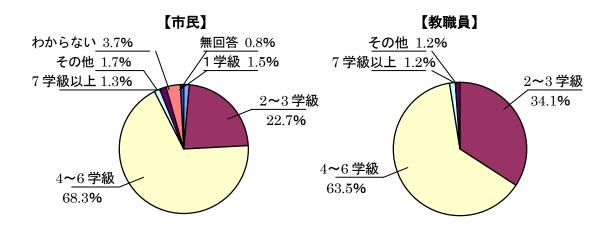
(3) 学校規模に関する市民と教職員の考え方の比較

①小学校1学年あたりの学級数



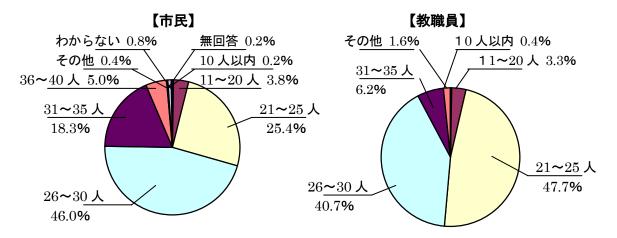
市民から見た小学校の1学年あたりの学級数は、【 $2\sim3$ 学級】とする割合が全体の80%近くを占め、次いで【4学級以上】が約11%を占めている。一方、教職員の視点から見ると、【 $2\sim3$ 学級】とする割合が市民よりもさらに多いほぼ96%を占め、市民・教職員とも【 $2\sim3$ 学級】を小学校の望ましい学級数とする傾向にある。この【 $2\sim3$ 学級】は国の標準学級数と同じである。

②中学校1学年あたりの学級数



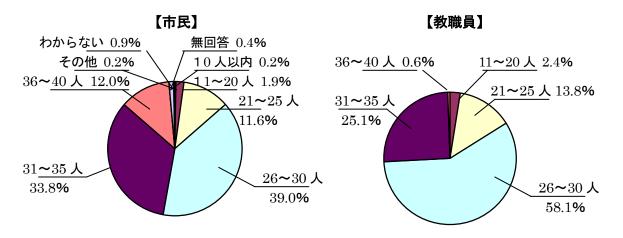
市民から見た中学校の学級数は、【 $4\sim6$ 学級】が68%を占め、次いで【 $2\sim3$ 学級】が約23%を占めている。一方、教職員の視点で見ると、【 $4\sim6$ 学級】の割合は市民と同程度であるが、【 $2\sim3$ 学級】の割合が市民よりも多くなっている。上記①で小学校の望ましい学級数の大半が【 $2\sim3$ 学級】であるのに対し、中学校では【 $4\sim6$ 学級】が過半数を占めている。【 $4\sim6$ 学級】は国の標準学級数と同じである。なお、1学年1学級と答えた教職員はいない。

③小学校1学級あたりの児童数



市民から見た小学校 1 学級あたりの児童数は、【 $26\sim30$ 人】とする割合が 46%と最も多いものの、【 $21\sim25$ 人】が約 25%、【 $31\sim35$ 人】が約 18%を占めている。一方、教職員の場合は、【 $21\sim25$ 人】と【 $26\sim30$ 人】がともに 40%台で、全体の約 88%を占めている。なお、 1 学級あたり【 $36\sim40$ 人】と答えた教職員はいない。

④中学校1学級あたりの生徒数



市民から見た中学校 1 学級あたりの生徒数は、【26~30 人】と【31~35 人】がともに 30%台で、全体の約 73%を占めている。また、上記③で小学校 1 学級あたりの児童数に比べて【31~35 人】と【36~40 人】の割合が多くなっている。一方、教職員では、【26~30 人】とする割合が 58%と最も多いものの、【31~35 人】が約 25%、【21~25 人】が約 14%を占めている。また、小学校に比べて【26~30 人】と【31~35 人】の割合が多くなっている。市民・教職員とも現行の 40 人編制よりも少ない人数が望ましいとする一方、中学校よりも小学校の人数を少人数にする傾向にある。

5. 笠間市における小中学校の適正規模

学校の適正規模は、児童生徒のより良い教育環境を整えていくための基本的な条件であることから、本検討委員会では法的な基準や茨城県の指針、市民アンケート調査結果などを踏まえ、 笠間市立学校の適正規模について考察する。

(1) 適正規模に関する基本的な考え方

学校規模は、児童生徒数や教職員数、教室数、敷地面積などによって表すこともできるが、法令では学校規模を学級数で示しており、学級数によって教職員数や教室数などが定まることから、本検討委員会では学級数を学校規模の基準とした。また、学力の向上や集団生活などの観点から、1学級あたりの児童生徒数についても考察を進め、メリット・デメリットの両面から審議を行った。

前述したとおり、学校教育法施行規則第41条では小学校の学級数について「12学級以上18学級以下」を標準とし、中学校では同規則第79条により同条の規定を準用している。一方、茨城県の指針では、小学校は「クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上」、中学校は「クラス替えが可能で、すべての教科の担任が配置できる9学級以上」が望ましいとしている。また、1学級あたりの児童生徒数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条により40人を上限としている。

本検討委員会の審議では、「クラス替えができる学校規模」が児童生徒・保護者・教職員に とって望ましいとする意見が多数を占めた。また、現行の40人学級編制を弾力的にとらえ、 少人数指導の必要性を訴える声も多く上がった。各委員の意見を要約すると次のようになる。

適正規模に関する各委員の意見(要約)

- ○クラス替えができる学校規模が望ましい。
- ○1学年1学級だと対人関係や集団活動に問題を生じやすく、大きな集団の中で萎縮してしまうのではないかという心配もある。
- ○中学校には専門教科や進路指導があるため、一定の教職員の確保が求められる。
- ○児童生徒数が少ないと競争意識がなくなるというデメリットが考えられるが、子どもたち一人 ひとりに手厚い指導を行うことによって学力が向上するというメリットもある。
- ○1学級あたりの児童生徒数については、学級編制における最大人数と最少人数の両方を考慮する必要がある。
- ○1学級あたりの児童生徒数については、教職員の立場や意見を尊重し、どの程度の人数を掌握できるのかということも考える必要がある。そのためにも、教職員を対象としたアンケート結果を重要視すべきである。
- ○小学校の低学年は教えることに重点を置いて人数を少なくし、高学年は集団活動に重点を置いて低学年よりも人数を多くしたほうがよい。
- ○中学校の1学級あたりの生徒数については、その人数で授業が成り立つのかという下限の人数 も考慮する必要がある。
- ○小学校がクラス担任制であるのに対して中学校は教科担任制であるため、小学校と中学校では 学級数や1学級あたりの人数に違いを設けることを認識すべきである。
- ○10年後の推計では、40人編制を35人編制にした場合、国の基準の12学級以上となる小学校が2校増え、30人編制の場合は3校増えると予測されている。1学級の編制人数を少なくしてもその人数に満たない学校も複数校あるが、ある程度の編制基準は設定すべきである。
- ○学校の統合が困難な場合もあるため、小中併設も考えなければならない課題である。
- ○1学級あたりの人数を定める場合、定数に満たない学校をどうするのかという問題も本検討委員会に課せられている。委員会としては、複式学級を解消する方向で検討を行うべきである。

アンケート調査結果に関する各委員の意見(要約)

【小学校に関する意見】

- ○1学年あたりの学級数については、国の基準と同じ「2~3学級」が多数を占めている。
- ○1学級あたりの人数については、市民・教職員ともほぼ30人以下が望ましいとしている。
- ○1学級あたりの人数については、現行の40人は多いという結果が出ている。
- ○1学級あたりの人数については、茨城県における学級編制の弾力化も考慮する必要がある。

【中学校に関する意見】

- \bigcirc 1 学年あたりの学級数は、国の基準と同じ「 $4\sim6$ 学級」とする割合が最も多いが、「 $2\sim3$ 学級」とする意見も多い。
- ○中学校の学級数については、県の指針である「1学年あたり3学級以上」も考慮すべきである。
- ○1学年3学級で9学級になると、すべての教科に教員を配置することができる。1学年2学級で6学級になると、一つの教科を除いて教員が配置される。1学年1学級だと1人の教職員が教えることになる。したがって、1学年あたり3学級以上が望ましい。
- ○1学級あたりの生徒数は26人から35人までの範囲を望ましいとする回答が多く、現行の4 0人編制は多いという結果が出ている。
- ○35人編制では最低18人、30人編制では最低15人という学級ができることになる。学校 経営上望ましい教育活動ができるのかということを考えると35人編制のほうが望ましい。

(2) 笠間市における小中学校の適正規模

笠間市立学校の適正規模については、その基本的な考え方や市民アンケート調査結果などを 踏まえ、本検討委員会における「望ましい学校規模」を次のとおりとする。

区分	学級数	1 学級あたりの児童生徒数
小学校の適正規模	12~18学級 (1学年あたり2~3学級)	最大30人(平均24人程度※)
中学校の適正規模	9 学級以上 (1 学年あたり 3 学級以上)	最大35人(平均30人程度)

【複式学級の取扱い】

適正規模の観点から、複式学級(小学校は2つの学年で16人以下、1年生児童を含む場合は8人以下、中学校は2つの学年で8人以下)を解消する。

【適正規模校の児童生徒数の考え方】

①小学校:30人編制で1学年2~3学級を維持するための児童数は1学年あたり最少31 人から最大90人となることから、1小学校の全児童数は概ね186人から54 0人が目安となる。

②中学校:35人編制で1学年3学級以上を維持するための生徒数は1学年あたり最少71人が必要となることから、1中学校の全生徒数は概ね213人以上が目安となる。

※平均人数:小学校で1学級30人編制の場合、31人になるとクラスが分かれて15人と16人の2学級ができることになる。そのため最大30人の学級(1学年60人)と最少15人の学級(1学年31人)ができる場合がある。また、1学年3学級だと最大30人の学級(1学年90人)と最少20人の学級(1学年61人)ができる。このように、1学級の人数は学年の人数によってバラツキがあるが、小学校の適正規模を1学年2~3学級とすると平均して24人程度になる。

6. 適正配置の検証

(1) 10年後の各学校の推計規模区分(平成31年度推計)

本検討委員会が示した笠間市立学校の適正規模(小学校で12~18学級・1学級最大30人、中学校で9学級以上・1学級最大35人)を平成21年度学校基本調査による31年度児童生徒推計数に当てはめると、市内各校の学校規模は下表右欄にようになる。

【小学校】

※()内は40人編制学級数推計との比較

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				119 10 \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
学級数区分		40 人編制		30 人編制		
5学級以下	1校	東 小 〔40人・4学級〕	1校	東 小 〔40人・4学級〕(±0)		
6~11 学級	9校	佐城小 〔124人・6学級〕 箱田小 〔105人・6学級〕 南 小 〔175人・6学級〕 稲田小 〔193人・6学級〕 宍戸小 〔245人・9学級〕 北川根小〔196人・6学級〕 大原小 〔139人・6学級〕 岩間二小〔135人・6学級〕 岩間三小〔246人・9学級〕	5校	佐城小 [124人・6学級](±0) 箱田小 [105人・6学級](±0) 南 小 [175人・6学級](±0) 大原小 [139人・6学級](±0) 岩間二小 [135人・6学級](±0)		
12~18 学級	4校	笠間小 〔475 人・14 学級〕 友部小 〔594 人・18 学級〕 友部二小〔315 人・12 学級〕 岩間一小〔289 人・12 学級〕	7校	笠間小 [475 人・18 学級](+4) 稲田小 [193 人・12 学級](+6) 宍戸小 [245 人・12 学級](+3) 北川根小 [196 人・12 学級](+6) 友部二小 [315 人・12 学級](±0) 岩間一小 [289 人・12 学級](±0) 岩間三小 [246 人・12 学級](+3)		
19 学級以上	_	_	1校	友部小 〔594 人・22 学級〕(+4)		

: 適正規模と予想される小学校

【中学校】

※()内は40人編制学級数推計との比較

学級数区分	40 人編制				35 人編制
5学級以下	3校	東 中〔65人・3学級南 中〔82人・3学級稲田中〔113人・3学級		2校	東 中 [65人・3学級](±0) 南 中 [82人・3学級](±0)
6~8学級	_			1校	稲田中 〔113 人・ 6 学級〕(+3)
9~11学級	3校	笠間中 〔336 人・9 学級 友部二中〔328 人・9 学級 岩間中 〔368 人・11 学級]	_	
12~18 学級	1校	友部中 〔501 人・15 学級)	4校	笠間中 [336 人・12 学級](+3) 友部中 [501 人・15 学級](±0) 友部二中 [328 人・12 学級](+3) 岩間中 [368 人・12 学級](+1)

: 適正規模と予想される中学校

(2) 茨城県の指針【抜粋】

茨城県では、市町村が「適正配置を進めるにあたっての考え方」として下記の項目を例示している。また、「適正配置に際しての留意すべき事項」として後段にように記載している。「適正配置を進めるにあたっての考え方」は、その具体的方法について検討していくための判断材料であり、「適正配置に際しての留意すべき事項」は、その前提となる基本的な考え方を示している。

◆適正配置を進めるにあたっての考え方

- ①児童生徒の学習環境を充実させるため、複式学級の解消を積極的に図るべきである。
- ②小学校では、すべての学年でクラス替えができない1学年1学級の学校の統合を図るべきである。
- ③中学校では、クラス替えができない5学級以下の学校について、統合や近隣校との学区 の見直しを検討すべきである。
- ④過去に児童生徒数の増加によって学校を分離新設したものの、児童生徒数が急激に減少している場合もある。これらの学校は本来の学区を分割したケースが多く、学校間の距離が近いことから、学区の見直しや統合を検討すべきである。
- ※学校規模などから、統合しても適正配置が見込めない場合であっても、将来的な複式学級の回避、社会性や良好な人間関係を築くための生活集団の確保という観点から、個々の学校の置かれている地域の実情を勘案しながら、統合を積極的に検討すべきである。

◆適正配置に際しての留意すべき事項

- ①適正配置に際しては、新たな学校での教育に関する取組みについて、保護者や地域住民と 充分な論議を行うこと。
- ②適正配置の検討にあたっては、将来的な児童生徒数の推移などを考慮して、市全体として 適正な配置となるよう、地域の地理的・歴史的な成り立ちに基づく生活圏などを考慮する こと。
- ③適正配置によって通学区域が広域化する場合、通学距離・通学時間が児童生徒に与える影響、安全、教育活動への影響などを充分検討し、保護者や地域住民の不安の解消に配慮すること
- ④地理的条件や地域的・歴史的関連等によって小規模校の適正規模化が困難な場合であって も、小中一貫教育や学校種間の連携などによって教育環境の改善に向けた取組みを図るべ きであること。
- ⑤統合が行われた場合、児童生徒は人間関係や学習環境が大幅に変化した中で生活することになるため、こうした急激な環境の変化への対応策として、事前の交流活動や統合後のきめ細やかな指導が行えるよう充分配慮すること。
- ⑥地域との密接な関係の中で行われている各校の特色ある教育活動については、保護者や地域住民の意見を充分に聴取し、継続した取組みができるよう配慮すること。

◆市町村教育委員会への支援

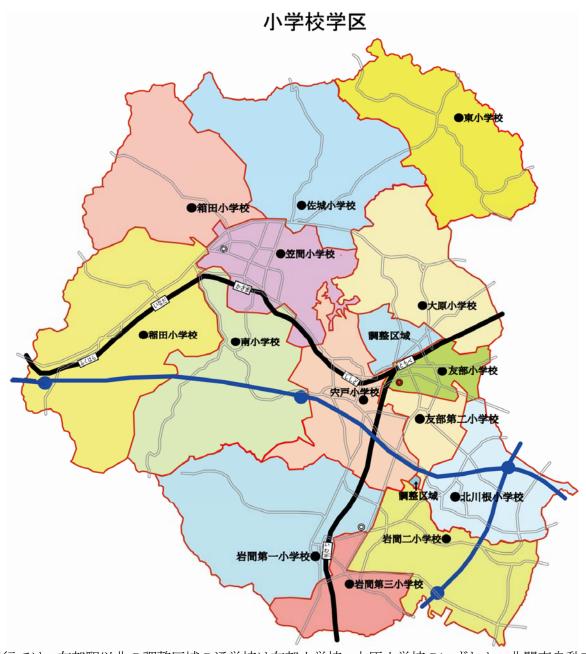
- ①児童生徒にとって望ましい教育環境を求めて適正配置を行う市町村に対して、他県及び本県における取組状況などの情報提供や適切な指導助言を行う。
- ②教職員の配置、広域化する通学への対応、教育環境の改善のための検討など、市町村が必要とする支援措置について引き続き検討を行う。

(3) 通学区域の現状

〇小学校の通学区域

市内には小学校が14校ある。地区別には笠間地区に6校、友部地区に5校、岩間地区に3校あり、それぞれの通学区域は「笠間市立小中学校学区に関する規則」に定められている。

Cost Character Table Thin The Lead of the Character The Ch						
笠間地区(6校)	友部地区(5校)	岩間地区(3校)				
笠間小学校	宍戸小学校					
東小学校 佐城小学校	友部小学校	岩間第一小学校				
佐城小子校 箱田小学校	北川根小学校	岩間第二小学校				
南小学校	大原小学校 友部第二小学校	岩間第三小学校				
稲田小学校						



※現行では、友部駅以北の調整区域の通学校は友部小学校・大原小学校のいずれか、北関東自動車 道南側の調整区域の通学校は宍戸小学校・友部第二小学校のいずれかを選択することができる。

〇中学校の通学区域

市内には中学校が7校ある。地区別には笠間地区に4校、友部地区に2校、岩間地区に1校あり、それぞれの通学区域は「笠間市立小中学校学区に関する規則」に定められている。

笠間地区(4校)	友部地区(2校)	岩間地区(1校)
笠間中学校 東中学校 南中学校	友部中学校 友部第二中学校	岩間中学校
稲田中学校	\(\rangle \text{In} \(\rangle \text{In} \)	



〇小学校区と中学校区の構成

「笠間市立小中学校学区に関する規則」によると、佐城小学校・南小学校・友部小学校・友部第二小学校の4校は、居住エリアによって進学する中学校が2校に分かれている。

笠間	地区	友部	地区	岩間均	也区
笠間中学校区	笠間小 箱田小 佐城小の一部 南小の一部	友部中学校	宍戸小 友部小の一部 大原小 友部二小の一部 調整区域	岩間中学校	岩間一小 岩間二小
東中学校区	東小 佐城小の一部	友部第二中学校	北川根小 友部小の一部		岩間三小
南中学校区	南小の一部		友部二小の一部		
稲田中学校区	稲田小				



(4)各小中学校の状況

【小学校】

【小子収】	
	○通学距離3km以上は自転車通学
笠間小	○校舎の耐震化を H22 に実施予定
	○体育館は改正建築基準法
	○大橋小学校と池野辺小学校を統合
東小	し、H58 開校
果 小	○スクールバスが運行
	○校舎・体育館とも改正建築基準法
	○寺崎小学校と高田小学校を統合し、
	H51 開校
<i>1</i>	○認められた地区は自転車通学
佐城小	○路線バスを利用
	○校舎と体育館の耐震化を H26 に実
	施予定
	○通学距離3km以上は自転車通学
箱田小	○校舎の耐震化を H27 に実施予定
	○体育館は改正建築基準法
	○南山内小学校・上加賀田小学校・本
	戸小学校・来栖小学校を統合し、
=====================================	S57 開校
南小	○認められた地区は自転車通学
	○スクールバスが運行
	○校舎・体育館とも改正建築基準法
	○通学距離 2.5 km以上は自転車通学
	○路線バスを利用
稲田小	○校舎と体育館の耐震化を H24 に実
	施予定

	-
 宍戸小	○北関東道南側の調整区域は宍戸小 と友部二小のいずれかに就学可能
77) 71.	○校舎は H23、体育館は H24 に耐震
	化を実施予定
	○JR 友部駅北側の調整区域は友部小
友部小	と大原小のいずれかに就学可能
	○校舎・体育館とも改正建築基準法
北川根	○指定された地区は自転車通学
小	○校舎・体育館とも改正建築基準法
	○JR 友部駅北側の調整区域は友部小
大原小	と大原小のいずれかに就学可能
	○校舎・体育館とも改正建築基準法
	○北関東道南側の調整区域は宍戸小
友部二	と友部二小のいずれかに就学可能
小	○校舎の耐震化を H24 に実施予定
	○体育館は耐震化整備済み
岩間一	○S58 に第一分校を廃校
小	○校舎は改正建築基準法
/1,	○体育館の耐震化を H27 に実施予定
	○通学距離 3 km以上は自転車通学
岩間二	○路線バスを利用
小	○校舎は改正建築基準法
	○体育館の耐震化を H27 に実施予定
岩間三	〇岩間一小学区を二分して、S54 開校
一一一小	○校舎は H25、体育館は H22 に耐震
/1,	化を実施予定

【中学校】

笠間中	○佐城小と南小の通学区域を分割する形で中学校区を編成○校舎は H23、体育館は H24 に耐震化を実施予定
東中	○佐城小の通学区域を分割する形で 中学校区を編成
来 T	○校舎・体育館とも改正建築基準法
	○南小の通学区域を分割する形で中
南中	学校区を編成
	○校舎・体育館とも改正建築基準法
	○稲田小学校と通学区域が同一
稲田中	○校舎の耐震化を H27 に実施予定
	○体育館は改正建築基準法

	○宍戸中・北川根中・大原中を統合し、
	S46 開校
七九四十	○友部小と友部二小の通学区域を分
友部中	割する形で中学校区を編成
	○2つの調整区域は友部中に就学
	○校舎・体育館とも耐震化整備済み
	○S62 に友部中学区から分離・新設
友部二	○友部小と友部二小の通学区域を分
中	割する形で中学校区を編成
	○校舎・体育館とも改正建築基準法
	○小学校3校・中学校1校で編成
岩間中	○校舎は改正建築基準法
	○体育館の耐震化を H22 に実施予定

7. 笠間市における小中学校の適正配置

(1) 適正配置の基本的な考え方

本市では、過去の町村合併や学校の統廃合、学校教育法の施行といった変遷の中で、現在、小学校14校と中学校7校で構成されている。この中には小学校で創立130年以上、中学校で60年以上の歴史と伝統を誇る学校も数多く存立している。しかし、現在の児童生徒数はピーク時の約6割にまで減少し、今後10年間にはさらに2割程度減少すると予想されており、児童生徒数の減少に伴う学級数の減少は今後も避けられないものとなっている。こうした状況から、本検討委員会は「学校規模の適正化」の検討に取り組み、その基本的な考え方や市民アンケート調査などを踏まえた上で、小学校の適正規模を12学級から18学級(1学級の児童数を最大30人)、中学校の適正規模を9学級以上(1学級の生徒数を最大35人)とした。

この適正規模を10年後の平成31年度人口推計に当てはめると、適正規模に満たない小学校が14校中6校、中学校が7校中3校に上ると予想される。また、このうち複式学級を有する5学級以下の小学校が1校、適正規模を上回る小学校が1校になると予想される。

市民アンケート調査によると、「学校を統合しない」が全体の5割を占めるのに対し、「学校を統合する」が4割という結果になっている。しかし、今後の適正な学校規模の確保を考えると、適正規模に満たない学校の統合等もやむを得ないものと考えられる。また、これに関連して、隣接する学校との通学区域の見直しについても検討する必要がある。さらに、小中併設による新たな教育形態も視野に入れるべきである。

(2) 適正配置の方法

適正配置の具体的な方法として、「通学区域の見直し」と「学校の統合」の2つが考えられる。検討の一般的な手順としては、隣接校との通学区域の変更について検討を行い、その結果、通学区域の変更だけでは適正規模を安定的に確保できない場合は、学校の統合について検討を行うということになる。しかし、本市には小規模校が多く、通学区域の調整のみによって将来的に安定した望ましい規模を確保することは困難であることから、主に統合を軸として考えることが妥当と考える。また、適正配置の新たな試みとして、小中併設による教育環境の改善に向けた新たな教育システムの構築も重要である。これらの方法によって小中学校の適正規模を確保し、教育環境の一層の充実を図るものとする。

前述したとおり、本検討委員会が示した適正規模に基づいて試算した平成31年度推計規模によると、小学校では、複式学級を有する小学校が1校、クラス替えができない1学年1学級の小学校が5校、適正規模を満たす小学校が7校、適正規模を上回る小学校が1校の合計14校である。中学校では、クラス替えができない1学年1学級の中学校が2校、クラス替えはできるが適正規模として示した1学年3学級に満たない1学年2学級の中学校が1校、適正規模を満たす中学校が4校の合計7校である。本検討委員会は、適正規模の確保を前提条件として、笠間市立学校の適正配置の方法を次のとおりとする。

I. 複式学級の解消

2つの学年で1つの学級を構成する「複式学級」を有する学校ついては、その解消を最優先とし、通学区域の見直し、学校の統合や小中併設によって対応するものとする。

Ⅱ. 適正配置

今後、適正規模に達しないことが予想される小中学校については適正配置の対象校とし、地理的条件や歴史的経緯を考慮した上で適正配置を実施する。この場合、通学区域の見直しによって適正規模を確保することができる地域については、隣接校との通学区域の調整を行う。また、地勢や通学距離などの理由で通学区域の見直しが困難な場合は、学校の統合を軸に考えるものとし、統合が困難な場合若しくは統合よりも効果が得られると判断される地域については小中併設とする。なお、小学校区は中学校区ごとに概ね包括されていることから、適正配置の実施にあたっては、中学校を優先するものとする。

①通学区域の見直し

隣接校との通学区域を見直すことによって適正規模を確保することができる地域については、次の点に留意して見直しを実施する。

- ○通学区域の変更にあたっては、通学距離や通学時間、通学時の安全確保、主要幹線道路や 河川等の地理的環境、地域とのつながりなどを考慮する。
- ○歴史的な経緯から2つの中学校に分かれて進学する小学校が4校あるが、今後の小中併設等を推進する上で問題が生じるため、現在の分散進学を解消できるよう通学区域の見直しを行う。

②学校の統合

通学区域の見直しによる適正規模の確保が困難な地域については、統合を軸として考える ものとし、統合を行う場合の基本的な考え方は次のとおりとする。

- ○学校の新設による統合は行わない。
- ○小学校の通学区域は現行の中学校区域内を基本とするが、地域の実情に応じて中学校区域 を越えることができるものとする。
- ○小中学校の耐震化整備計画との整合性を図る。

③小中併設

小中併設とは、小学校と中学校の敷地若しくは校舎を共有し、連携・協力して継続的に9年間の義務教育を行うことである。この新たな教育形態の導入によって、単独校では得られない幅広い異年齢間の刺激や交流を得ることができるほか、中1ギャップ(小学校から中学校進学時に生じる心理的不安)の軽減や柔軟な学習カリキュラムの編成が可能になる。地理的・歴史的関連によって学校の統合が困難な場合若しくは、学校の統合を行っても適正規模を確保することができない場合は、小中併設を推進するものとする。

※なお、適正規模を上回ることが予想される小学校が1校あるが、自然動態・社会動態から見て当該校でも児童数が減少していくことは他校と同様である。また、将来的に現在の学級数を超えることはないと予想されることから、大規模校として通学区域の分割や分離新設の対象とする必要はないものと考える。

Ⅲ、適正配置の実施にあたって配慮すべき事項

- ○適正配置によって遠距離通学になる場合にあっては、通学手段の確保も重要な課題となる ことから、必要に応じてスクールバスの導入等も検討すべきである。
- ○学校はそれぞれの地域の歴史やコミュニティと深い結びつきを持っていることから、適正 配置の実施にあたっては、地域の実情やかかわり、種々の問題点などを考慮し、地域住民 の充分な理解と協力を求める必要がある。
- ○旧態の枠(旧市町)の中で配置を考えるばかりでなく、笠間市全体として適正な配置となるよう配慮することも必要である。

むすびに

児童生徒数の減少は、その集団活動という大切な環境をも損なうおそれがあることから、学校規模の適正化は避けて通ることができない課題となっている。

本検討委員会は、児童生徒数の減少がもたらす教育現場への影響を検証し、より良い教育環境の整備・効果を念頭に置いて、笠間市立学校の適正規模・適正配置について慎重に審議を重ねてきた。 その結果、望ましい学校規模に対する本検討委員会の共通認識を得、さらに、複式学級の解消と地理的条件・歴史的経緯を踏まえた適正配置の方法について示すに至った。

今後、この答申に基づいて適正配置を具体化するにあたっては、学校関係者や地域住民の充分な理解と協力をいただきながら、円滑に実現できるよう推進されることを望むものである。また、適正配置に際しては、児童生徒の通学に対する不安や負担も大きいことが予想されることから、通学路及び通学方法の安全確保にも留意願いたい。

なお、新学習指導要領が平成23年度から全面実施されることに伴い、教科書の大幅な増量や主要教科の授業時数の増加、小学校への外国語活動の導入といった「ゆとり教育」からの転換が図られることによって、児童生徒へのよりきめ細やかな指導が必要になってくるなど、新しい施策に対する対応が求められているところである。このため、学校・家庭・地域が連携を深め、新しい時代における新しい学校づくりに向けて一層努力されることを望むものである。

資料編

○諮問書



笠間市立学校の適正規模及び適正配置について (諮 問)

笠間市立学校適正規模·適正配置検討委員会委員長 様

1 諮問事項

笠間市立学校の適正規模及び適正配置並びにこれらに係る具体的方策に関すること

2 諮問理由

笠間市では、子どもたちの持つ多様な能力と優れた個性を伸ばし、確かな学力を身に付け、 思いやりや社会性といった豊かな人間性をはぐくんできました。しかし、全国的な少子化によって児童生徒数が減少し、笠間市でも1学年1学級という単学級を有する学校が全体の半数近くを占めることなどから、学校における教育や生活、さらには学校運営など様々な面に影響を及ぼすことが懸念されています。現在、それぞれの教育環境に応じて充実した学校教育に取り組んでいますが、少子化の波は、児童生徒の集団活動という重要な環境をも損なうおそれがあることから、学校規模の適正化が課題となっています。

このようなことから、笠間市が策定する学校の適正化計画の指針とするため、地域代表者、 保護者代表者、学校長代表者、市議会議員代表者、学識経験者で構成する貴検討委員会の幅広 い意見を求めるものであります。

つきましては、笠間市立学校の適正規模及び適正配置並びにこれらに係る具体的方策についてご審議のうえ、答申を願いたく諮問いたします。

3 答申予定時期

平成22年9月末

笠教学発969号

平成21年11月15日

笠間市教育委員会

〇笠間市立学校適正規模·適正配置検討委員会設置要綱

平成 21 年 8 月 27 日 教育委員会告示第 18 号

(設置)

第1条 児童・生徒の減少に伴う学校生活、学校運営及び施設整備に関する諸問題等を調査し、笠間市立の小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の適正規模及び適正配置並びにこれらに関連する事項を調査検討するため、笠間市立学校適正規模・適正配置検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し答申する。
 - (1) 小中学校の適正規模に関すること。
 - (2) 小中学校の適正配置に関すること。
 - (3) 前2号に係る具体的方策に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 地域代表者
 - (2) 保護者代表者
 - (3) 学校関係者
 - (4) 市議会議員代表者
 - (5) 学識経験者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、就任の日から第2条に規定する所掌事項に関する答申を行った日までとする。
- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、検討委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

〇笠間市立学校適正規模 · 適正配置検討委員会名簿

要綱第3条の区分	役職等	氏 名	備考
	笠間28区区長	寺門 豊	
	笠間61区区長	岡野 信	
地域代表者	(前) 大沢上3区長	園部 昭德	
地域八衣有	南町区長	坂本 武	
	平区長	岡野 博之	
	北根東1区長	中村 彦藏	
	笠間中学校	廣澤 祥子	
	箱田小学校	臼井 浩	
	東小学校	友部 和明	
保護者代表者	友部第二中学校	後藤 千明	
不受有人女有	大原小学校	高木 淳美	
	北川根小学校	打越 正一	
	岩間中学校	川上 由美子	
	岩間第二小学校	藤田 世界	
学校関係者	笠間中学校長	高橋 一夫	
于仅 对 你有	宍戸小学校長	仁平 孝和	
市議会議員代表者	議長	市村 博之	
川峨云峨貝八衣有	文教厚生委員会委員長	畑岡 進	
学識経験者	日本女子大学教授	吉崎 静夫	委員長
一一一 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	(元)岩間第三小学校長	高瀬 善啓	副委員長

〇笠間市立学校適正規模・適正配置検討委員会開催経過

区分	期日	開催内容
		○委員への委嘱状・任命書の交付
		○正副委員長の選出
第1回検討委員会	平成21年11月15日	○諮問書の交付
		○検討委員会設置目的と開催概要について
		○児童生徒数の推移と将来推計について
第2回検討委員会	平成22年 1月24日	○学校規模の基本的な考え方について
第 4 凹楔的安貝云	十八八八十 1月74日	○市民アンケートの素案について
第3回検討委員会	平成22年 3月14日	○市民アンケート調査結果について
用 3 四 快 的 安 貝 云	一一八五五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	○笠間市立学校の適正規模について
第4回検討委員会	平成22年 5月23日	○適正規模に関する答申案について
第 4 凹楔的安貝云	平成22年 3月23日	○適正配置の基本的な考え方について
第5回検討委員会	平成22年 6月27日	○適正配置に関する答申案について
第6回検討委員会	平成22年 7月31日	○適正配置に関する答申案について
第7回検討委員会		○適正規模・適正配置の最終答申案について
教育委員会へ答申		○適正規模・適正配置に関する答申

〇学年別児童生徒数と学級数(平成21年度実数と平成31年度推計値)

【小学校】 ※ () は学級数

<u>【小子仪】</u>							* () は子秋剱
学校名	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
笠間小	H21	87 (3)	111 (4)	120 (3)	106 (3)	108 (3)	93 (3)	625 (19)
77 H1\1\1.	H31	72 (2)	74 (2)	76 (2)	80 (2)	83 (3)	90 (3)	475 (14)
東小	H21	9 (1)	10 (1)	6	10 (1)	12 (1)	11 (1)	58 (5)
· 从 /1.	H31	6 (1)	6 (1)	6	7 (1)	7	8 (1)	40 (4)
佐城小	H21	26 (1)	32 (1)	22 (1)	30 (1)	30 (1)	25 (1)	165 (6)
12.730/ 1	H31	18 (1)	19 (1)	21 (1)	21 (1)	21 (1)	24 (1)	124 (6)
箱田小	H21	20 (1)	22 (1)	25 (1)	22 (1)	31 (1)	22 (1)	142 (6)
小月 四八1	H31	15 (1)	16 (1)	17 (1)	18 (1)	18 (1)	21 (1)	105 (6)
南小	H21	40 (1)	44 (2)	39 (1)	44 (2)	33 (1)	40 (1)	240 (8)
143 71.	H31	27 (1)	29 (1)	30 (1)	30 (1)	29 (1)	30 (1)	175 (6)
稲田小	H21	41 (2)	50 (2)	44 (2)	40 (1)	41 (2)	44 (2)	260 (11)
JID PHV1.	H31	31 (1)	32 (1)	32 (1)	31 (1)	32 (1)	35 (1)	193 (6)
宍戸小	H21	63 (2)	55 (2)	45 (2)	53 (2)	59 (2)	67 (2)	342 (12)
/() /1.	H31	37 (1)	39 (1)	39 (1)	42 (2)	42 (2)	46 (2)	245 (9)
友部小	H21	149 (5)	126 (4)	122 (4)	138 (4)	107 (3)	125 (4)	767 (24)
	H31	89 (3)	90 (3)	97 (3)	100 (3)	104 (3)	114 (3)	594 (18)
北川根	H21	46 (2)	52 (2)	43 (2)	59 (2)	46 (2)	47 (2)	293 (12)
小	H31	32 (1)	31 (1)	33 (1)	31 (1)	32 (1)	37 (1)	196 (6)
大原小	H21	27 (1)	38 (1)	28 (1)	31 (1)	41 (2)	33 (1)	198 (7)
	H31	22 (1)	21 (1)	22 (1)	23 (1)	24 (1)	27 (1)	139 (6)
友部二	H21	68 (2)	91 (3)	56 (2)	65 (2)	76 (2)	77 (2)	433 (13)
小	H31	49 (2)	51 (2)	51 (2)	53 (2)	53 (2)	58 (2)	315 (12)
岩間一	H21	71 (2)	54 (2)	69 (2)	54 (2)	59 (2)	51 (2)	358 (12)
小	H31	44 (2)	43 (2)	46 (2)	48 (2)	51 (2)	57 (2)	289 (12)
岩間二	H21	29 (1)	28 (1)	29 (1)	35 (1)	34 (1)	40 (1)	195 (6)
小	H31	20 (1)	20 (1)	22 (1)	24 (1)	23 (1)	26 (1)	135 (6)
岩間三	H21	64 (2)	50 (2)	53 (2)	50 (2)	61 (2)	45 (2)	323 (12)
小	H31	38 (1)	38 (1)	39 (1)	41 (2)	43 (2)	47 (2)	246 (9)
小学校	H21	740 (26)	763 (28)	701 (24)	737 (25)	738 (25)	720 (25)	4,399(153)
計	H31	500 (19)	509 (19)	531 (18)	549 (21)	562 (21)	620 (22)	3,271(120)

【中学校】 ※ () は学級数

学校名	年度	1年	2年	3年		計
笠間中	H21	141 (4)	139 (4)	148 (4)		428 (12)
77 H1.	H31	113 (3)	110 (3)	113 (3)		336 (9)
東中	H21	28 (1)	26 (1)	29 (1)		83 (3)
米	H31	22 (1)	21 (1)	22 (1)		65 (3)
南中	H21	45 (2)	26 (1)	35 (1)		106 (4)
H +	H31	28 (1)	27 (1)	27 (1)		82 (3)
稲田中	H21	42 (1)	56 (2)	49 (2)		147 (5)
相田十	H31	38 (1)	37 (1)	38 (1)		113 (3)
友部中	H21	226 (6)	191 (5)	225 (6)		642 (17)
及时十	H31	170 (5)	164 (5)	167 (5)		501 (15)
友部二中	H21	154 (4)	128 (4)	141 (4)		423 (12)
父 即二十	H31	112 (3)	108 (3)	108 (3)		328 (9)
岩間中	H21	150 (4)	158 (4)	164 (5)		472 (13)
	H31	124 (4)	120 (3)	124 (4)		368 (11)
中学校計	H21	786 (22)	724 (21)	791 (23)		2,301 (66)
一一一一	H31	607 (18)	587 (17)	599 (18)		1,793 (53)

○学級編制人数別に試算した学級数(平成31年度推計値)

【小学校】

※ (()	内は 40	人編制の学級数	との比較
/•\ \	. ,	I JI ON TO A	' 【///IIII I I V / 一	C マノアロ事人

学校名	40 人編制	35 人編制	30 人編制	25 人編制	20 人編制
笠間小	14 学級	18 学級(+4)	18 学級(+4)	24 学級(+10)	26 学級(+12)
東小	4 学級	4 学級(±0)	4 学級(±0)	4 学級(±0)	4 学級(±0)
佐城小	6 学級	6 学級(±0)	6 学級(±0)	6 学級(±0)	10 学級(+4)
箱田小	6 学級	6 学級(±0)	6 学級(±0)	6 学級(±0)	7 学級(+1)
南小	6 学級	6 学級(±0)	6 学級(±0)	12 学級(+6)	12 学級(+6)
稲田小	6 学級	6 学級(±0)	12 学級(+6)	12 学級(+6)	12 学級(+6)
宍戸小	9 学級	12 学級(+3)	12 学級(+3)	12 学級(+3)	15 学級(+9)
友部小	18 学級	19 学級(+1)	22 学級(+4)	26 学級(+8)	32 学級(+14)
北川根小	6 学級	7 学級(+1)	12 学級(+6)	12 学級(+6)	12 学級(+6)
大原小	6 学級	6 学級(±0)	6 学級(±0)	7 学級(+1)	12 学級(+6)
友部二小	12 学級	12 学級(±0)	12 学級(±0)	17 学級(+5)	18 学級(+6)
岩間一小	12 学級	12 学級(±0)	12 学級(±0)	14 学級(+2)	18 学級(+6)
岩間二小	6 学級	6 学級(±0)	6 学級(±0)	7 学級(+1)	10 学級(+4)
岩間三小	9 学級	12 学級(+3)	12 学級(+3)	12 学級(+3)	15 学級(+6)
合計	120 学級	132 学級 (+12)	146 学級 (+26)	171 学級(+51)	203 学級(+83)
平均学級数	8.6 学級	9.4 学級	10.4 学級	12.2 学級	14.5 学級

【中学校】

※ () 内は 40 人編制の学級数との比較

学校名	40 人編制	35 人編制	30 人編制	25 人編制	20 人編制
笠間中	9 学級	12 学級(+3)	12 学級(+3)	15 学級(+6)	18 学級(+9)
東中	3 学級	3 学級(±0)	3 学級(±0)	3 学級(±0)	6 学級 (+3)
南中	3 学級	3 学級(±0)	3 学級(±0)	6 学級(+3)	6 学級 (+3)
稲田中	3 学級	6 学級(+3)	6 学級(+3)	6 学級(+3)	6 学級 (+3)
友部中	15 学級	15 学級(±0)	18 学級(+3)	21 学級(+6)	27 学級(+12)
友部二中	9 学級	12 学級(+3)	12 学級(+3)	15 学級(+6)	18 学級(+9)
岩間中	11 学級	12 学級(+1)	14 学級(+3)	15 学級(+4)	20 学級(+9)
合計	53 学級	63 学級(+10)	68 学級(+15)	81 学級(+28)	101 学級 (+48)
平均学級数	7.6 学級	9.0 学級	9.7 学級	11.6 学級	14.4 学級

編制人数別1学級あたりの人数の幅と平均人数

		40 人編制	35 人編制	30 人編制	25 人編制	20 人編制
1学級の人数の幅		20~40 人	18~35 人	15~30 人	13~25 人	10~20 人
総学級	小学校	120 学級	132 学級	146 学級	171 学級	203 学級
数	中学校	53 学級	63 学級	68 学級	81 学級	101 学級
1学級平	小学校	27.3 人	24.8 人	22.4 人	19.1 人	16.1 人
均人数	中学校	33.8 人	28.5 人	26.4 人	22.1 人	17.8 人

※平成31年度児童生徒数の推計値

小学校: 3,271 人 中学校: 1,793 人

〇小中学校の耐震化整備計画

平成20年6月に地震防災対策特別措置法が改正され、建築基準法の改正(昭和56年6月) 以前の基準で建築された校舎や体育館等については耐震診断を実施し、建物ごとにその結果を公 表することが義務付けられた。

笠間市では、平成27年度を目標に、学校施設の耐震補強を計画的に進めているが、下表の網掛けはその対象となる小中学校と整備年度を示している。なお、整備計画年度については、耐震化優先度調査の結果、地震に対して弱いと判断される建物を優先している。

(平成22年4月1日現在)

【小学校】

学校名	区分	建築・耐 震補強年	整備年度
· 笠間小学校	校舎	S50,S55	H22
立间小子仪	体育館	H4	
東小学校	校舎	S58	
宋/ 小子 仪	体育館	S59	
佐城小学校	校舎	S51	H26
生 级八·子仪	体育館	S51	H26
 箱田小学校	校舎	S56	H27
相四八子仪	体育館	S57	
 南小学校	校舎	S57,S59	
用小子仅	体育館	S58	
 稲田小学校	校舎	S54	H24
111日71子区	体育館	S54	H24
 宍戸小学校	校舎	S52	H23
八八十八	体育館	S47	H24
 友部小学校	校舎	H9~10	
大师/1 子 人	体育館	H9	
 北川根小学校	校舎	H1	
10/112/1 1 12	体育館	H1	
大原小学校	校舎	H15	
74/N/1 1 IX	体育館	H2	
 友部第二小学校	校舎	S54	H24
(A)	体育館	H21	
 岩間第一小学校	校舎	S57	
AL F. Melan	体育館	S49	H27
 岩間第二小学校	校舎	S61	
	体育館	S50	H27
 岩間第三小学校	校舎	S54	H25
	体育館	S55	H22

【中学校】

学校名	区分	建築・耐 震補強年	整備年度
笠間中学校	校舎	S52	H23
立间十子仪	体育館	S52	H24
東中学校	校舎	H1	
宋十子汉 	体育館	S63	
南中学校	校舎	S62	
刊十十次	体育館	S63	
稲田中学校	校舎	S54	H27
個田中子牧	体育館	H18	
友部中学校	校舎	H19	
人部中子权	体育館	H20	
友部第二中学校	校舎	S61	
	体育館	S62	
岩間中学校	校舎	H21	
右則下子仪	体育館	S45	H22

【幼稚園】

学校名	区分	建築年	整備年度
笠間幼稚園	園 舎	S39,S44, S49	H27
稲田幼稚園	園 舎	S46,S54	H27

※ : 耐震化の対象となる学校施設

[※]耐震化の対象校であっても、建築基準法の改正 (昭和56年)以降に建てられた校舎棟や体育館 を含む学校もある。